

提案書作成要領

1 件名

横浜市ウェブサイト再構築コンサルティング業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は 14,960,000 円（税込）とする。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとするが、特定における評価対象とはしない。

3 スケジュール

日程	内容等	提出・通知方法
9月11日（金） 15時まで 必着	「参加意向申出書」等提出締切	電子メール
9月18日（金）	「提案資格確認結果通知書」送付	電子メール
9月25日（金） 15時まで 必着	「質問書」提出締切	電子メール
10月2日（金）	「質問回答書」送付	電子メール ※質問なしの場合送信なし
10月14日（水） 15時まで 必着	「提案書」提出締切	電子メール、持参又は郵送
10月27日（火）（予定）	プロポーザル評価委員会 （ヒアリング）	
11月中旬（予定）	業者選定委員会付議	
11月下旬（予定）	「結果通知書」送付	郵送

4 参加の条件

参加の条件は、(1)の条件を満たし、かつ(2)の制限に当てはまらないこと。

(1) 応募資格等

応募の資格を有する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 令和7・8年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿に登載され、営業種目「316：コンピュータ業務」の細目「A：ソフトウェア開発・改修」「F：システム調査・企画」が2位以上かつ「320：各種調査企画」の細目「B：コンサルティング（建設コンサル等を除く）」が2位以上で登録されている者。

イ 国、都道府県又は政令指定都市において、調達仕様書の作成を含むウェブシステム等のITシステム調達支援業務の受託実績を有する者であること。

ウ 「参加意向申出書（様式1）」を提出してから受託候補者の特定までの間において、「横

浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）」の規定による停止措置を受けていない者。

エ 履行期間満了まで、業務を履行できる者。

オ 銀行取引停止処分を受けていない者。

カ 横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団等と関係を有しない者。

キ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当していない者。

ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。

ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥る恐れがないと本市が認めた者を除く。）でないこと。

コ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者。

(2) 応募に対する制限

次の項目に該当する者は、応募として参加することはできない。

ア 評価委員会委員の三親等内の親族。

イ 評価委員会委員の三親等内の親族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属している者。

5 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加を希望する場合は、「参加意向申出書（様式 1）」及び「4 (1) イ」にかかる受託実績（様式自由）を期日までに提出すること。

(1) 提出期限 令和 8 年 9 月 11 日（金）15 時まで（必着）

(2) 提出方法 電子メール

(3) 注意事項

- ・ 提出期限を過ぎた場合は受け付けない。
- ・ 電子メール送信後、電話により受信確認を行うこと。

(4) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書（様式 1）を提出した者について、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、参加意向の申出者全員に対して、提案資格確認結果通知書（様式 2）を電子メールで通知する。

ア 通知日 令和 8 年 9 月 18 日（金）までに通知

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く 5 日後の 17 時までに、参加意向申出書提出先まで提出すること（様式自由）。本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く 5 日以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

6 質問について

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式3）を提出すること。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全ての事業者に通知する。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要である。

- (1) 提出期限 令和8年9月25日（金）15時00分まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール ※送信形式はテキスト形式とし、質問書を word 形式で添付すること。
- (3) 回答日 令和8年10月2日（金）
- (4) 回答方法 電子メール ※質問なしの場合は送信なし

7 提案書の提出

提案書は「提案書の提出について（別紙1）」に基づき、所定の書式等で作成すること。

- (1) 提出期限 令和8年10月14日（水）15時まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール、持参又は郵送
- (3) 提出書類

ア 提案書（様式4）

イ 提案書類①～⑩

ウ 参考見積書

エ （持参・郵送の場合）データ 1部（DVD-R）

《注意事項》

- ・ データはすべてPDF形式とすること。
- ・ 提出期限を過ぎた場合は受け付けない。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付ける。
- ・ 郵送の場合は、書留郵便とし、封筒等に「提案書在中」と記載すること。また、発送後に必ず提出先に電話連絡を行うこと。
- ・ 持参する場合は、事前に電話連絡の上、平日の9時から12時、または13時から17時の間に提出すること。

- (4) その他

ア 提案書の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。

イ 所定の様式等以外の書類については受理しない。

ウ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 提案書に記載した業務実施体制は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

カ 提案内容の変更は、明らかな誤字・脱字を除き原則として認められない。

8 辞退について

「参加意向申出書（様式1）」提出後、又は「提案資格確認結果通知書（様式2）」の受領後に辞

退する場合は、「辞退届（様式5）」を書面にて提出する。

9 5～8の提出先

横浜市政策経営・国際戦略局広報・プロモーション戦略課

担当：林・伊藤

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 9階

電話 045-671-2349

E-mail ss-web@city.yokohama.lg.jp

10 プロポーザルに関するヒアリング

- (1) 実施日時 令和8年10月27日（火）（予定）15分程度（質疑応答含む）
- (2) 実施場所 本市が指定する場所（横浜市内）
- (3) 実施方法 ヒアリング時は提案書を使用して、口頭でプレゼンを実施する。その際、会場に設置するディスプレイにてスライドなどを表示して説明に補足することができるが、提案書に記載のない内容は認めない。また、提案書の変更・追加は認めない。
- (4) 機材等 ノートパソコンの持ち込み可。
会場に設置するディスプレイ（32型、インターフェース：HDMI端子）は使用可。
その他機材は持ち込み不可。
- (5) 出席者 3名以下 ※必要最小限としてください。
- (6) その他 時間・場所等の詳細については、別途通知する。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

名 称	政策経営・国際戦略局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会
所 掌 事 務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事
委 員 長	経営戦略部総務担当部長
委 員	経営戦略課担当課長
委 員	総務課長
委 員	データ経営課担当課長
委 員	グローバル都市戦略課長
委 員	特別市制度企画課長
委 員	広報・プロモーション戦略課長

名 称	横浜市ウェブサイト再構築コンサルティング業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所 掌 事 務	プロポーザルの評価に関する事
委 員 長	政策経営・国際戦略局データ経営課担当課長
副 委 員 長	政策経営・国際戦略局グローバル都市戦略課長

委 員	政策経営・国際戦略局広報・プロモーション戦略課長
委 員	政策経営・国際戦略局広報・プロモーション戦略課広報担当課長
委 員	行財政局行政マネジメント課担当課長
委 員	総務局DX基盤課長

12 評価基準について

提案書評価基準（別紙２）のとおり

13 結果通知

提案書を提出した全ての事業者に、特定の有無及びその理由を記載した「結果通知書(様式６)」を書面により通知する。

(1) 通知日 令和８年１１月下旬（予定）

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く５日後の１７時までに、提案書提出先まで提出すること。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く５日以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

14 その他

(1) 提案書及びその他の提出書類の取扱い

ア 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定のみに使用し、提案者に無断で他の用途に使用することはない。

イ 提案書及びその他の提出書類を公開する必要がある場合、提案者と協議を行うことがある。

ウ 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲について複製を作成することがある。

エ 本市が提供する資料や質問回答の内容は、本プロポーザルの範囲外での利用や情報公開は不可とする。

(2) プロポーザル手続における注意事項

ア プロポーザルの実施のために本市から提供された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。

イ 提案書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、業者選定委員会において特定を見合わせることもある。

ウ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

エ 受託候補者として特定された者と本市は、後日、本要領、業務説明資料及び特定されたプ

ロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

オ 「参加意向申出書（様式１）」の提出後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に、前述の「４ 参加の条件」に該当しないこととなった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、その者が受託候補者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う。

(3) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者

ク ヒアリングに出席しなかった者

(4) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 本委託業務の受託者は、当課で今後予定している市ウェブサイト再構築業務委託に参加できないものとする。